

例えば、このようなことで お困りの場合

- ◆在留資格を変更したい
- ◆外国人を雇用したい
- ◆自分で会社を経営したい
- ◆家族を日本へ呼びたい
- ◆永住権が欲しい
- ◆日本国籍を取得したい
- ◆国際結婚（離婚）をしたい
- ◆国際相続の手続きをしたい
- ◆日本に外国会社の支店を作りたい
- ◆申請が不許可になってしまった

etc.



行政書士とは

行政書士は、ビジネスや暮らしに関するいろいろな書類を作成しています。

- ・建設業などの各種許認可申請
- ・自動車登録
- ・車庫証明書類
- ・遺産分割協議書
- ・交通事故の調査、保険金請求、損害賠償請求の書類
- ・在留資格取得、変更、更新など
- ・法人設立に関する書類
- ・知的資産経営報告書の作成
- ・飲食店、古物商などの営業許可
- ・契約書、内容証明

お電話によるお問い合わせは

082-249-2480

※お電話によるお問い合わせは平日9:00~16:00
までとさせていただきます。

広島県行政書士会では、
様々な無料相談会を行っています。
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-kai.or.jp/>



事務局



広島県行政書士会

〒730-0037 広島市中区中町8番18号
(広島クリスタルプラザ10階)

TEL.082-249-2480 FAX.082-247-4927

私の事務所

外国人の方の VISA・在留資格 永住・帰化

の書類作成は

行政書士に お任せください。



広島県行政書士会

在留資格手続き (VISA) ・ 永住許可・帰化など 外国人に関するお手続きを サポートします。

英語

Consult with us when you are in trouble
with your visa, environment and so on.

韓国語

비자에 대해서 알고 싶을 경우,
저희들에게 상담해 주십시오.

中国語

不知道签证的事情清和我们咨询.

ポルトガル語

Consulte nos caso necessite
de informações sobre vistos.

スペイン語

Consúltenos cuando tenga problemas
relacionados con visados.

入国管理局 や 法務局 (帰化) の

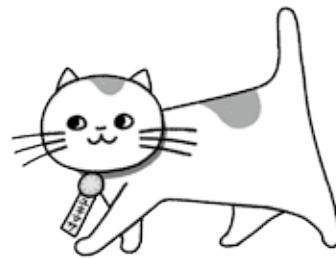
手続きでお困りの方、**外国人を雇用** されて
いる方、在留資格や契約等の諸手続きに関する
相談、書類作成は、

私たち、行政書士にお任せください。

行政書士が行う国際業務

入国管理局への申請手続きは、在留を希望する
外国人が、自ら各地方入国管理局に出頭しなけ
ればなりません、「申請取次行政書士」に申
請依頼をすると、申請人本人は、入国管理局へ
の出頭が免除されるので、仕事や学業に専念す
ることが可能です。

「申請取次行政書士」とは、出入国管理に関す
る一定の研修を受けた行政書士で、申請人に代
わって申請書等を提出することが認められた行
政書士です。



- 在留資格認定証明書交付申請
- 在留資格取得許可申請
- 在留資格変更許可申請
- 在留期間更新許可申請
- 永住許可申請
- 就労資格証明書交付申請
- 資格外活動許可申請
- 再入国許可申請
- 帰化許可申請

※帰化許可申請は、必ず本人が出頭する必要があります。

Q & A

Q 留学生が大学を卒業後、引き続き日本で
就職したい場合は、どのような手続きが
必要です？

A 内定後、入社するまでに在留資格の変更
が必要です。
留学生が日本で就職する場合は、入社ま
でに、「留学」から就労の在留資格(「人
文知識・国際業務」や「技術」)への変
更許可を受ける必要があります。申請書
は、現在住んでいる地域の入国管理局に
提出します。

Q 在留資格「技術」で就職してしま
いが、転職することになりました。どのよ
うなことに注意すればいいですか？

A 同じ職種か別の職種になるかで手続きが
違います。
まず、「前勤務先を辞めたとき」、「次の会
社に就職したとき」、それぞれ14日以内
に入国管理局へ届け出る必要があります。
また、職務内容が前勤務先と異なる
場合は、在留資格変更許可申請をする必
要がある場合があります。もし、同じ職
種の会社に転職し、次回更新の期限まで
に3カ月以上ある場合は「就労資格証明
書」の交付申請をされることをお勧めし
ます。「就労資格証明書」とは、転職先
の会社で働いても良いという証明です。
必ず取得する必要はありませんが、取得
しておくことと次回の在留期間更新手続
きがスムーズに進みます。

『あなたの街の法律家』行政書士は、
暮らしに関する様々な相談を受付けております。
お気軽にご相談ください。